

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（令和6年法律第47号による改正前のもの。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付認定取消・認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢だったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して令和5年9月22日付けでした、児童手当・特例給付認定取消・認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の取消しを求めている。
児童相談所から家庭復帰に向けていつでも本児が戻れる状態にとの事で手続きや収入の安定性が対象になると言われ手続きを行った為。また、少なからず令和5年4月1日以降一度も施設に戻っておらず、自宅で養育しているため、上記記載の処分は違法・不当である。また、措置決定通知書の写しを提出したら手当が打ち切られることや、その後、別途申請が認められるまで、本児と同居していても手当が出ないこと等の説明は一切受けていない。本児と同居しているにも関わらず支給されない事実があることはあってはならない。

児童相談所から本児の自宅復帰の要件が認められない限り自宅復帰できないと言われたので、〇〇区への申請をしている。手当等が目的ではない。

入所は裁判の結果、保護ではなく入所に移行しただけであり、全てにおいて児童相談所からの本児自宅復帰への条件に沿った上で行ったものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年月日	審議経過
令和7年 4月 7日	諮問
令和7年 6月 27日	審議（第101回第2部会）
令和7年 7月 28日	審議（第102回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給要件

ア 法4条1項1号は、受給資格者として、施設入所等児童（法3条3項2号により、児童福祉法27条1項3号の規定により入所措置が採られて同法に定める乳児院等に入所している児童を含む。）を除く15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを掲げている。

イ 法4条1項4号は、受給資格者として、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、施設入所等児童が入所している乳児院等の設置者を掲げている。

(2) 認定及び通知

法7条1項は、法4条1項1号から3号までの支給要件に該当する者（一般受給資格者）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとしている。

児童手当法施行規則10条は、市町村長は、手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、処分庁に対し、本児を対象児童とする児童手当の認定請求（本件請求）を行い、児童手当の受給資格を認定されたことが認められる。

もっとも、施設入所児童にあっては、対象児童に関する児童手当は入所している施設の設置者に支給するとされているところ（1・(1)）、本件申請時、本児は児童福祉法27条1項3号による施設入所していたことが認められる。

したがって、本件申請時点において、請求人は法4条1項に定める児童手当の支給要件に該当しなかった以上、処分庁が、本件申請に対する認定を取り消し、請求を却下したことが、違法、不当とは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、令和5年4月1日以降、施設に戻っていないことを理由として認定請求が却下されたことを不服とし、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、本件申請時においては、本児が施設に入所しており、請求人が支給要件に該当していなかったことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己